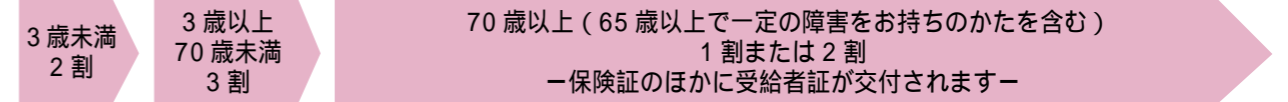


国民健康保険・老人保健からのお知らせ

国民健康保険と老人保健では、年齢や所得の状況に応じて下記の通り、医療費を自己負担することになります。世帯や所得の状況は毎年変動することから、8月1日現在の世帯状況および前年所得に基づき、各種受給者証・減額認定証の更新・変更を毎年行います。申請の必要な場合は、手続きをお願いします。



国民健康保険のかた
70歳未満で老人保健でないかた

国保高齢受給者証をお持ちのかた
70歳以上で老人保健でないかた

老人保健医療受給者証をお持ちのかた
・昭和7年9月30日以前に生まれたかた
・65歳以上で一定の障害をお持ちのかた

国民健康保険高齢受給者証
負担割合の判定(1割または2割)を行った後、新しい高齢受給者証を7月末に該当者全員に郵送します。8月からは、新しい受給者証をお使いください。

老人保健医療受給者証
負担割合の判定の結果、現在お持ちの受給者証に変更が生じるかたには、新しい受給者証を7月末に郵送します。変更のないかたは、お手持ちの受給者証をそのままお使いください。

2割負担のかたは、平成18年度課税所得(各種控除後)が145万円以上のかた(同じ世帯のかたも2割)。ただし、次に該当するかたは「基準収入額適用申請」により、負担割合や自己負担限度額が変更になります。
平成17年の収入の合計が520万円未満(1人世帯は383万円未満)の場合 1割
平成18年度の課税所得が213万円以上で、平成17年の収入額が520万円以上621万円未満の場合 2割、ただし1か月の自己負担限度額は減額
必要なもの... 平成17年の収入の分かる書類 保険証 受給者証
申請の翌月から変更となります

標準負担額減額認定証
世帯主とその世帯の国保被保険者全員が市民税非課税¹の場合、申請により認められると、入院したときの食事代が減額されます。

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
次に該当するかたは申請により認められると、入院したときの医療費の自己負担や食事代が減額されます。
世帯主とその世帯の国保被保険者全員が市民税非課税の世帯のかた¹
老年人に係る住民税非課税措置の廃止²に伴い課税世帯となった世帯の中で非課税の受給者

老人保健限度額適用・標準負担額減額認定証
次に該当するかたは申請により認められると、入院したときの医療費の自己負担や食事代が減額されます。
世帯全員が市民税非課税の世帯のかた¹
老年人に係る住民税非課税措置の廃止²に伴い課税世帯となった世帯の中で非課税の受給者

申請受付 8月1日 から
必要な物 国民健康保険証 受給者証
期限切れの減額認定証

申請受付 8月1日 から
必要な物 保険証 受給者証
平成17年の公的年金収入が80万円以下のかたは年金収入が分かる書類

¹ 平成18年1月2日以降に転入されたかたは、世帯全員の住民税非課税証明書が必要です
² 住民税非課税措置廃止の該当者は平成17年1月1日現在65歳以上で、平成17年の合計所得が125万円以下のかたです
国民健康保険高齢受給者証と各種減額認定証は7月31日 で有効期限が切れま

受給者証の更新・変更

入院時の食事代などの減額

老人医療費支給制度からのお知らせ

昭和9年1月2日～10年12月31日生まれの受給者証を交付されていたかたのうち、平成17年12月31日までに、主に県外の医療機関で受診し、その際の費用について差額の精算手続きがお済みでないかたは、早めに申請してください。

必要な物
該当する領収書(保険点数が分かるもの)
保険証
振り込み先の通帳(郵便局以外)

いつまでも健やかに暮らすために

皆さんの医療費は、皆さんの納めている保険料(税)と公費(国・県・市)で支えられています。必要なときに安心して医療が受けられるよう、健康管理に留意し医療費を大切に使いましょう。

栄養バランス、適度な運動、休養の健康3原則を守りましょう
積極的に健康診断を受けましょう
掛かり付け医を持ちましょう
生活習慣を見直し、健康づくりを心掛けましょう

問い合わせ
保険年金課
574 6641
岡部市民環境課
585 2213
川本市民環境課
583 2783
花園市民環境課
584 1122

国民健康保険税の算定方法が見直しされます
地方税法の一部改正に伴う公的年金等控除の見直しにより、控除最低保障額が20万円減額されます。これに伴い、保険税が増額となります。この影響を受ける被保険者(平成17年1月1日に65歳以上のかた)について、急激な負担増とならないように、次の措置が取られます。
平成18年度から2年間、所得割の算定および軽減判定所得の算定の際に、公的年金等特別控除を適用します(公的年金以外の所得からは控除できません)。
公的年金等特別控除額
平成18年度 13万円
平成19年度 7万円

国民年金保険料の多段階免除制度が始まります
国民年金の第1号被保険者(自営業者など)で、保険料を納めることが困難なかたには、申請して承認されると保険料が免除される制度があります。現在の制度では全額免除と半額免除がありますが、それに加え、今月からは1/4免除と3/4免除が導入されます。このほか、30歳未満のかたを対象に保険料の納付を猶予する若年者納付猶予制度があります。
被保険者のかたの負担能力に対応できるように、段階的に免除基準を設定して、納付しやすい環境づくりを目指します。
免除の対象になるかどうかは、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が、それぞれ免除基準以下であることが条件となります。
ただし、若年者納付猶予制度については、本人・配偶者の前年の所得が対象です。
また、免除には退職(失業)や天災などの理由による申請

免除承認期間

申請月	承認期間
平成18年7月	・平成17年4月～6月(平成15年所得で審査) ・平成17年7月～平成18年6月(平成16年所得で審査)
平成18年7月～平成19年7月	・平成18年7月～平成19年6月(平成17年所得で審査)

問い合わせ
熊谷社会保険事務所 522 - 5211 保険年金課 574 - 6641
岡部市民環境課 585 - 2213 川本市民環境課 583 - 2783
花園市民環境課 584 - 1122

もできません。その際は、公的機関で発行する証明書などを添えてください。
申請は毎年必要ですが、全額免除に該当する場合は、希望により翌年手続きをしなくても継続して申請できる制度があります。